

公示

PUBLIC NOTICE



DUA 申請書の提出期限が 2023 年 10 月 26 日まで延長されました

DEADLINE FOR SUBMITTING DUA APPLICATION IS OCTOBER 26, 2023

州労働労使関係局（DLIR）は災害失業支援（DUA）の申請を受け付けています。DUA 申請の提出期限が **2023 年 10 月 26 日**まで延長されました。期限を過ぎて提出された申請は期限切れとみなされ、本人が申請遅れの正当な理由を示さない限り、DUA 給付金は拒否される場合があります。

申請方法と申請場所： DUA の申請は huiclaims.hawaii.gov/#/からオンラインで、または対面で直接申請することができます。DUA の申請書やその他の書類に関するサポートは、以下のいずれかの場所で受けることができます。

- **Disaster Recovery Center (災害復旧センター)**
Lāhainā Civic Center Gymnasium
1840 Honoapiʻilani Highway, Lāhainā, HI 96761
- **Maui Claims Office (マウイ郡申請事務所)**
54 South High St. Rm. 201, Wailuku, HI 96793-2198
電話番号：(808) 984-8400
- **American Job Center Hawaii-Maui (ハワイ州マウイ郡アメリカンジョブセンター)**
110 Alaʻihi St. #209, Kahului, HI 96732
電話番号：(808) 270-5777

DUA は、被災時に事業に従事していた失業中の従業員、自営業者、農業従事者、漁業従事者に適用されます。DUA 給付金の受給資格は、申請書を提出した週ごとに判断されます。

本人は、雇用又は自営業を証明するもの（書類等）、あるいは災害発生日以降に開始する予定だった仕事を証明するもの（書類等）を提出する必要があります。要請時に雇用証明が提出できない場合は、要請から **21 暦日**以内に提出してこの要件を満たす必要があります。この書類を 21 日以内に提出しなかった場合、DUA は却下され、すでに支払われた給付金は過払いとみなされます。過払いとなった給付金は返済しなければなりません。

サポートが必要な場合は、(833) 901-2272 または (808) 762-5751 または (833) 901-2275 または (808) 762-5752 にお電話いただくこともできます。または <https://labor.hawaii.gov/ui/jpn/>にアクセスして下さい。通訳サービスを無料で提供します。